

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 10 月 5 日(月)午後1時00分から午後 2 時 25 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

報告事項(1)専決事項

9 月許可決定の 4 条 1 件、5 条 3 件については、長野県農業会議から 9 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤誠

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。秋の大変お忙しい中、大変ご苦労様でございます。めっきり朝夕涼しくなってきました、また反面日中は温度が意外に高くなりまして、寒暖の差が大きくなってきておりますので、体調につきましては十分管理していただきたいなと思っております。また台風23号が発生し、今のところ日本の東の海上を北に向かっていったというような予想でございますが、この前の台風みたいに来る来る、とっていたのが西へいったこともございますので、秋の果物等の収穫も控えておりますので、こちらへ来ないことを願うところでございます。先月の行事でございますが、5日に大豆の消毒がございました、大変ご苦労様でございました。今年は例年になく木が大きく実もたくさんなっております。収穫を楽しみにしているところでございます。また、25日には北部三町村の交流会がございました。前半の方のパターゴルフにつきましては、雨のため中止となってまことに残念でございました。三年間で一度くらい辰野町が優勝しようとの前も言いましたけれど、ついにその夢もかないませんでした、残念でございます。また反面後半の懇親会につきましては、皆さん方大いに意見交換をしていただき盛り上がり、盛り上げていただきまして、本当にありがとうございました。他の町村の衆も楽しんでいただけました、ありがとうございました。またこれからの予定でございますが、大豆の収穫が10月末から来月の初めになるかと思いますが、これにつきまして木の状況実りの状況等を有賀部長さんと皆さん方と相談しながらその時期を決めたいと思います。またその節には皆さんのご協力お願いしたいと思います。そして11月5日には第61回の長野県農業委員大会が上田市で開かれます。今までは長野・松本の両方でございましたけれど、今年初めて上田でございます。来年真田丸が、上田丸、真田丸ですか、大河ドラマも始まるようございまして、その辺のところを少し見ればと思っております。本日の議事につきまして、慎重審議していただくことをお願い申し上げまして簡単ではございますが、あいさついたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。3番の議事録の署名委員の指名でございますが、5番の中村委員さん、8番の野澤委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可についてを議題といたします、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3 番朗読】

<原事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。

長野市西和田..丁目..番..にお住まいの A さん所有の、大字横川字飯沼沢…番、地目は畑、面積420㎡と、大字横川字飯沼沢…番、地目は畑、面積 134 ㎡を、大字辰野…番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 41a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、足助委員と根橋英男委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。それでは詳細について立ち会った足助委員さん、お願いいたします。

<6番足助委員>

はい、6番の足助です。先日、9月13日ですけれども根橋英男委員と現地を確認させていただきました。(場所の説明)現地見させていただいて特別問題ありませんし特に境界線もはっきりしておりまして、ほかに支障はないだろうとそういう風に判断させていただきました。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。ただいまご説明がございました1番につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。異議はございませんか。(「なし」の声)意義ございませんのでこの件について許可することといたします。2番について詳細の説明をお願いします。

<原事務局次長>

3条2番につきましては、B 委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(B 委員別室へ)

2番、所有権の移転でございます。

横浜市青葉区美しが丘..丁目..番..号にお住まいの A さん所有の、大字横川字飯沼沢…番、地目は畑、面積 110 m²を、大字横川…番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 34a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、根橋英男委員と中村委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

じゃ、この件につきまして根橋英男委員さんでいいですか、説明をお願いいたします。

<9番根橋英男委員>

9番の根橋がご説明いたします。9月13日に中村委員と一緒に現地を立ち会いまして、B 委員もそこへ一緒に来ていただきまして確認をいたしました。(場所の説明)その場所はしっかりと杭を打たれておりまして、B さん家の裏で非常に農地には一番いい話だというようなことで譲受をしたと思います。なんら問題はないという判断をいたしましたのでよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

どうもありがとうございました。それではこの件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。(「異議なし」の声)はい、異議なしということでということでございます。それではこの件について許可することといたします。

(審議終了後、B 委員着席)

それでは3番に入りたいと思います。事務局お願いいたします。

<原事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富字沢尻…番地、地目は田、面積 624 m²と、大字伊那富字沢尻…番地、地目は田、面積 484 m²を、大字伊那富…番地4にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 32a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、尾坂会長と有賀委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

それでは私のほうからご説明申し上げます。9月13日に有賀委員と現地を、Bさんと立会いを行いました。境界につきましてはしっかりしておりまして、現在この二筆につきまして柴さんが耕作している状況でございますので、なんら問題はないということでございますのでよろしく願いいたします。この件につきまして、ご意見(「異議なし」の声)所有権の移転です、意義ないということでございますので、この件について許可することといたします。どうもありがとうございました。次に5条お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2 番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

横浜市戸塚区柏尾町…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字伊那富字平蔵…番、面積 469 m²と、大字伊那富字平蔵…番、面積 205 m²、大字伊那富字平蔵…番、面積 739 m²、大字伊那富字平蔵…番、面積 558 m²、大字伊那富字平蔵…番、面積 547 m²、いずれも地目は田、以上 5 筆を、中央…の有限会社 B が取得し宅地分譲地とするための申請でございます。申請者は宅建業免許を有する不動産業を営む法人で、近年宅地として需要のある地域であることからこれらの申請地を取得し、9区画の宅地として分譲する計画でございます。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては宮原委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして宮原委員、お願いします。

<14番宮原委員>

14番宮原が報告いたします。ただいまの説明のとおりでございますけれども、(場所の説明)非常に広い田んぼがありますが、境界のほうは地籍調査、前回の地籍調査に基づいて再測量をして白い杭がはっきり入っておりました。この点は明確になっております。9戸に分譲するというような話ですが、下水道が埋設されておるということで宅地化ということで、この辺はもうどんどん家が建っているということで、問題点は見つからないということで見てまいりました、よろしくお願いします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。ただいまこの件の説明がございました。宮木の駅の少し南のほうですが、何かこの件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)全部で9区画に分けるといことですね。はい、異議ございませんか。(「なし」の声)異議ございませんのでこの件につきまして許可することいたします。2番につきまして説明お願いいたします。

<原事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字北原…番、地目は田、面積430㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族と実家に暮らしておりますが、家族が増えて手狭となったため、義理の母所有の申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。また、西天竜土地改良区の受益地でありましたが、意見書等添付書類も完備しております。この件につきましては上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして上島委員のほうから、お願いいたします。

<4番上島委員>

はい、4番上島が報告いたします。9月11日に申請依頼がありまして、内容はただいま事務局のほうから報告していただいたとおりです。宮原委員と私二人で12日に現地を確認しました。(場所の説明)境界は国土調査済みで道路は6メートルありまして、下水道、上水道の設備はもちろんありまして、周りに田んぼはありますが日照的な問題はないと判断いたしました。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました2番につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)この件について、異議はございませんか、「なし」の声)はい、異議ございませんのでこの件について許可することといたします。どうもありがとうございました。以上でもって議案第1号に基づく農地法の許可について審議ありがとうございました。続いて報告事項でございます。(1)専決事項について、よろしく願いします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、9月許可決定の4条1件、5条3件につきましては、長野県農業会議から9月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項は以上です。

<尾坂会長>

以上でもって議事につきまして終了しましたので、ありがとうございました。

その他

○県女性農業委員の会上伊那支部視察研修会(10/29(木)長谷方面、
赤羽代理・下田委員・事務局)

○第61回長野県農業委員大会(11/5(木)午後1時～
上田市サントミュージアム大ホール、お昼市内、あとあり)

○県選出国會議員との地区別農政懇談会(11/14(土)飯島町文化会館
尾坂会長)

○その他

北部三町村交流会清算

味噌づくり大豆について

有賀委員から、(収穫)今月末ではないか。はじけないうちに行いたい。

会長と相談して連絡する。

農業委員会法改正について

原事務局次長から、資料をもとに説明

○次回委員会開催日 11月5日(木) 午前8時30分～役場第2会議室

(小澤委員から農地パト協力員の件と旅行の清算の件について質問あり、いずれも事前に説明がないことについて納得いかないということについて、協力員については原事務局次長説明し、意思統一した。清算については先月までに再三の話し合いをしたが今回も同様の内容、事務局および他農業委員数人が発言、解決には至らず)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印